

※該当する□にチェックを入れてください。

<b>陳述書</b> (買受申出人(個人) 本人用)	
地方裁判所 支部 執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年( )第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <small>(該当する者【※注意事項9参照】がいる場合のみ□にチェックし、別紙を添付する。該当する者がいない場合は□にチェックしない。)</small> <input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

陳述書の提出等について (注意)

- 競売物件の入札をするには、入札書とともに、**陳述書の提出が必要**となりました。
- 入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。
- 陳述書には、以下のとおり、個人用、法人用などの種類があるので、該当するものを使用してください。
- 陳述書の記入・押印・提出は、**陳述書下部の「注意」をよく読んで**行ってください。
- 陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。
- 陳述書の用紙は、執行官室において配布するほか、BITからもダウンロードすることができます。  
(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- ※9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や塗消はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

<b>陳述書</b> (買受申出人(法人) 代表者用)	
地方裁判所 支部 執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年( )第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <small>(該当する者【※注意事項9参照】がいる場合のみ□にチェックし、別紙を添付する。該当する者がいない場合は□にチェックしない。)</small> <input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- ※9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や塗消はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙) ※該当する□にチェックを入れてください。

<b>買受申出人(法人)の役員に関する事項</b>		
1	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
2	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	
3	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
	住所	
	(フリガナ)	
4	氏名	
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
	住所	

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員は氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や塗消はできません。

## 期間入札の公告

令和 7年 3月 5日

盛岡地方裁判所遠野支部

裁判所書記官 松田 将高

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

## 記

入札期間	令和 7年 4月 8日 午前 9時00分から 令和 7年 4月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月18日 午前10時00分 場 所 盛岡地方裁判所遠野支部 売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月13日 午後 1時20分 場 所 盛岡地方裁判所遠野支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月 5日から当庁書記官室(事務室)前に備え置きます。	



## 物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 上閉伊郡大槌町上町  |
|   | 地 番   | 86番2   |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 639.18平方メートル   |
| 2 | 所 在   | 上閉伊郡大槌町上町86番地2 上閉伊郡大槌町小槌<br>第25地割字金崎124番地99、124番地100 |
|   | 家屋 番号 | 86番2   |
|   | 種 類   | 作業所・倉庫   |
|   | 構 造   | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  |
|   | 床 面 積 | 1階 357.98平方メートル<br>2階 357.98平方メートル                   |
| 3 | 所 在   | 上閉伊郡大槌町上町  |
|   | 地 番   | 330番   |
|   | 地 目   | 雑種地  |
|   | 地 積   | 94平方メートル   |
|   | (現況)  |  |
|   | 地 目   | 宅地   |
| 4 | 所 在   | 上閉伊郡大槌町小槌第25地割字金崎                                    |
|   | 地 番   | 124番99   |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 109.96平方メートル   |





# 物 件 目 録

(現況)

地 目 雑種地



## 物件明細書

令和 6年11月27日

盛岡地方裁判所遠野支部

裁判所書記官 松田将高

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1～5】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 3, 4】

株式会社トーホーが現況調査報告書4枚目記載の件外建物の敷地部分を占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。

【物件番号2】

株式会社トーホーが現況調査報告書5枚目記載の部分を占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

【物件番号1～5】

株式会社トーホーの占有部分を除いては本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異

なる判断がなされる可能性もあります)。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、通常、別ファイルとして備え付けられています。



\*11\*



## 物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 上閉伊郡大槌町上町  |
|   | 地 番   | 86番2   |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 639.18平方メートル   |
| 2 | 所 在   | 上閉伊郡大槌町上町86番地2 上閉伊郡大槌町小鎚<br>第25地割字金崎124番地99、124番地100 |
|   | 家屋 番号 | 86番2   |
|   | 種 類   | 作業所・倉庫   |
|   | 構 造   | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  |
|   | 床 面 積 | 1階 357.98平方メートル<br>2階 357.98平方メートル                   |
| 3 | 所 在   | 上閉伊郡大槌町上町  |
|   | 地 番   | 330番   |
|   | 地 目   | 雑種地  |
|   | 地 積   | 94平方メートル   |
|   | (現況)  |  |
|   | 地 目   | 宅地   |
| 4 | 所 在   | 上閉伊郡大槌町小鎚第25地割字金崎                                    |
|   | 地 番   | 124番99   |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 109.96平方メートル   |



## 物 件 目 録

5	所	在	上閉伊郡大槌町小槌第25地割字金崎
	地	番	124番100
	地	目	宅地
	地	積	20.63平方メートル



令和6年(ケ)第2号  
令和6年8月6日受理  
令和6年10月24日提出

## 現況調査報告書

(物件1～5)

盛岡地方裁判所 遠野支部  
執行官 糠盛 誠一郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- 1 所在地 上閉伊郡大槌町上町  
地番 86番2  
地目 宅地  
地積 639.18平方メートル  
所有者 鈴木海産株式会社
  
- 2 所在地 上閉伊郡大槌町上町 86番地2、上閉伊郡大槌町小槌第  
25地割字金崎 124番地99、124番地100  
家屋番号 86番2  
種類 作業所・倉庫  
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
床面積 1階 357.98平方メートル  
2階 357.98平方メートル  
所有者 鈴木海産株式会社
  
- 3 所在地 上閉伊郡大槌町上町  
地番 330番  
地目 雑種地  
地積 94平方メートル  
所有者 鈴木海産株式会社
  
- 4 所在地 上閉伊郡大槌町小槌第25地割字金崎  
地番 124番99  
地目 宅地  
地積 109.96平方メートル  
所有者 鈴木海産株式会社
  
- 5 所在地 上閉伊郡大槌町小槌第25地割字金崎  
地番 124番100  
地目 宅地  
地積 20.63平方メートル  
所有者 鈴木海産株式会社

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	上閉伊郡大槌町上町4番付近
土地	物件1、3、4、5
現況地目	■宅地(物件1、3、4、5) □公衆用道路( ) □
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者(鈴木海産株式会社) ■その他の者(株式会社 トーホー) 土地所有者(鈴木海産株式会社)が本土地上に下記建物を所有し、その他の者(株式会社 トーホー)が目的外建物を所有し、占有している ■「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	□ない ■ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者(鈴木海産株式会社) ■その他の者(株式会社 トーホー) 建物所有者(鈴木海産株式会社)が本建物の一部を作業所・倉庫として、その他の者(株式会社 トーホー)が本建物の一部を倉庫として、それぞれ使用し、占有している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある 地方裁判所 支部 平成 年( )第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1土地関係)		
占有範囲	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 目的外建物敷地部分 (115.5平方メートル)	
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> 株式会社 トーホー	
占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> ホテル	
■関係人(物件1土地所有者鈴木海産株式会社の社員A、占有者株式会社トーホーの社員Bの陳述 / ■提示文書(土地(倉庫・工場)賃貸借契約書)の要旨		
占有権原	<input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/> 不明	
占有開始時期	平成27年2月24日 (目的外建物の登記上の新築年月日)	
最初の契約等	契約日	不明
	期間	平成27年3月1日から■平成37(令和7)年2月28日まで 10年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新	
現在の契約等	期間	平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
	貸主	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
当事者	借主	<input checked="" type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
	賃料・支払時期等	毎月 金 7,000円 (毎月25日限り 翌月分支払) <input type="checkbox"/> 前払 ( 分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 ( 分 円)
敷金・保証金	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( <input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)	
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡を認める <input type="checkbox"/>	
その他		
執行官の意見	■上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	
契約書に付属する図面においては、物件1土地のみに範囲が設定されているが、現地で概測したところ、物件1、3、4に跨って目的外建物が建築されている可能性がある。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 3 枚目 )

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物1の概況 (物件 1、3、4 関係)	
所 在	上閉伊郡大槌町上町 86番地2、330番地、小槌第25地割字金崎 124番地99
家屋番号	<input type="checkbox"/> ない (未登記) <input checked="" type="checkbox"/> 86番2の2
種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 倉庫 (現況: 作業所・倉庫)
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積(概 略)	69.56平方メートル
所有者	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 (株式会社 トーホー) <input type="checkbox"/> 不明
建築時期	<input checked="" type="checkbox"/> 平成27年2月24日 (登記簿上の建築年月日) <input type="checkbox"/> 不明
建築者	<input checked="" type="checkbox"/> 現所有者 <input type="checkbox"/> その他者 ( ) <input type="checkbox"/>
その他の事項	本目的外建物は、現地で調査したところ、現況物件1、3、4上に建築されている可能性がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 4 枚目)

(占有関係用 (単独))

占有者及び占有権原 (物件2建物関係)	
占有範囲	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 1階 約132平方メートル (おおよその占有範囲は、物件2建物間取図にて示すとおり。)
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> 株式会社 トーホー
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input checked="" type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> ホテル
■関係人(物件1土地所有者鈴木海産株式会社の社員A、占有者株式会社トーホーの社員B)の陳述 / ■提示文書(建物(倉庫・工場)賃貸借契約書)の要旨	
占有権原	<input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/> 不明
占有開始時期	平成27年2月24日 (目的外建物の登記上の新築年月日)
最初の契約等	契約日 不明
	期間 平成27年3月1日から <input checked="" type="checkbox"/> 平成37年2月28日まで 10年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等	期間 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等	貸主 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
当事者	借主 <input checked="" type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
賃料・支払時期等	毎月 金 40,000円 (毎月25日限り 翌月分支払) <input type="checkbox"/> 前払 ( 分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 ( 分 円)
敷金・保証金	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( <input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡を認める <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 5 枚目 )



その他の事項

■物件1、3、4、5土地関係

- 1 物件1、3、4、5土地は、一体となって、物件2建物及び目的外建物の敷地として利用されている。
- 2 本一体地の南側は、公図上、上閉伊郡大槌町所有の公衆用道路（上閉伊郡大槌町桜木町 628番）に、北東側がC所有の公衆用道路（93番4）に接面している。現況、本一体地の南側が幅員約4.0メートルの舗装町道桜木町16号線に北東側が幅員約1.5メートルの未舗装道に接面している。
- 3 本一体地の中央部付近に、工作物（スチール製物置）が設置されている。
- 4 本一体地の南東部には、廃冷房施設、廃空調施設、木片、鉄材、FRP製水槽が残置されている。
- 5 本一体地の西側に目的外建物が存在する。

■物件2建物関係

- 1 関係人の陳述及び建物内の状況から、鈴木海産株式会社が、本建物の一部を作業所・倉庫として、株式会社トーホーが本建物の一部を倉庫として、それぞれ使用し、占有しているものと認められる。
- 2 本建物の下屋部分が南側で隣接する上閉伊郡大槌町所有の目的外土地（126番1）にはみ出して設置されている他、下屋の下部はコンクリートで舗装されている。
- 3 本建物の1階部分は天井付近まで、東日本大震災にて浸水し、被災している。建物内は被災した痕跡と思われる損傷や、経年劣化によると思われる損傷が見られる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 6 枚目 )

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ A (物件1、2、3、4、5 所有者鈴木海産株式会社社 員)</p>	<p>私は、物件1、2、3、4、5所有者鈴木海産株式会社の社員です。</p> <p>調査に立ち会います。</p> <p>鈴木海産株式会社の代表者は、事情があり立会いができません。</p> <p>一体地の一部を株式会社トーホーさんの所有する建物（目的外建物・家屋番号86番2の2）の敷地として、物件2建物の一部を倉庫として株式会社トーホーさんにお貸ししています。</p> <p>また、弊社は株式会社トーホーさんの所有する建物（目的外建物・家屋番号86番2の2）を作業所としてお借りしています。契約の内容については、代表者が行った為、詳細については分かりません。</p> <p>物件2建物は、東日本大震災にて津波の被害を受けました。一階天井付近まで浸水しました。</p> <p>南側の大槌町さんの土地に下屋や、コンクリート舗装がはみ出していることについて、使用についての契約があるか等、私はわかりません。</p>
<p>■ B (株式会社トーホー社員)</p>	<p>私は、目的外建物（86番2の2）所有者株式会社トーホーの社員です。</p> <p>この競売にかかる物件に関する鈴木海産さんとの間の賃貸借契約に関し、ご依頼いただいていた契約書の写しを提出します。この内容のとおりです。</p>
<p>■大槌町職員</p>	<p>当町所有の土地（126番1）に鈴木海産株式会社の建物の下屋やコンクリート舗装がはみ出している事について、賃貸借契約や使用許可はありません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 7 枚目 )

(調査経過用)

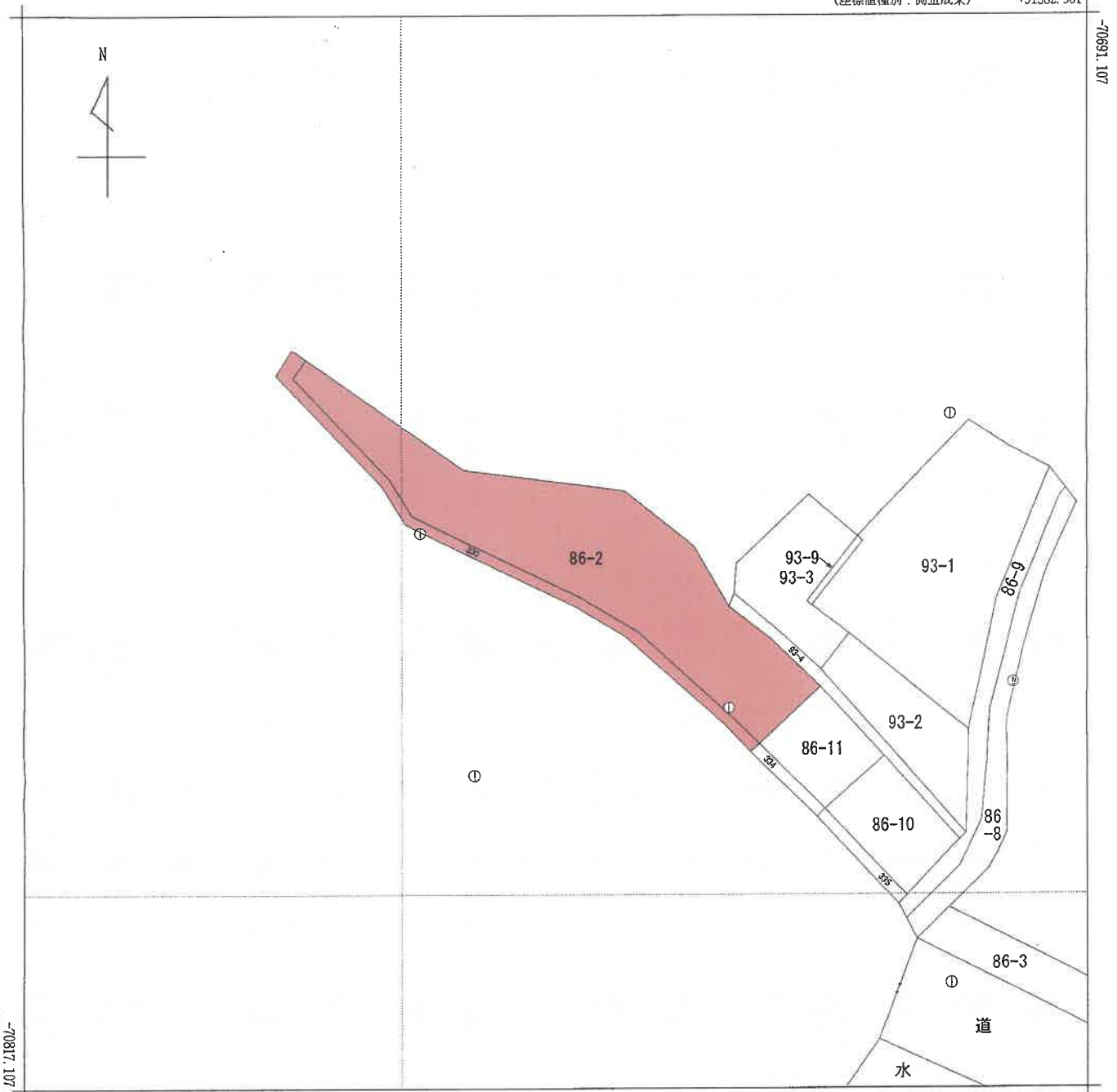
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年8月7日(水)	執行官室	登記関係資料申請 (郵送)
令和6年8月7日(水)	執行官室	課税関連資料申請 (郵送)
令和6年8月7日(水)	執行官室	町道確認 (FAX)
令和6年8月22日(木)	執行官室	期日通知 (郵送)
令和6年8月27日(火) 11:00~11:50	物件所在地	Aより占有関係聴取 現場確認 (物件1~5)
令和6年8月27日(火) 13:00~13:40	目的外建物所有者 事務所	Bより占有関係聴取
令和6年8月28日(水) 13:00~14:20	物件所在地	A立会いのもと物件に立入調査 評価人同行 (物件1~5)
令和6年8月28日(水) 14:40~15:30	物件所在地	A立会いのもと物件に立入調査 評価人同行 (物件6~10)
令和6年8月28日(水) 15:40~16:00	大槌町役場	占有関係聴取
令和6年8月28日(水) 16:20~17:10	岩手県 沿岸広域振興局	行政文書部分開示請求 等
令和6年10月19日(土) 11:00~12:31	物件所在地	物件に立入調査 評価人同行 (物件6~10)
令和6年10月19日(土) 12:45~13:00	物件所在地	Aより占有関係聴取 評価人同行 (物件1~5)
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在が予測されたため、立会人及び解錠技術者を同行した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在であったため、立会人を立ち合わせ、建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 8 枚目 )

# A3判をA4判に縮小

(座標値種別：測量成果) +91382.961



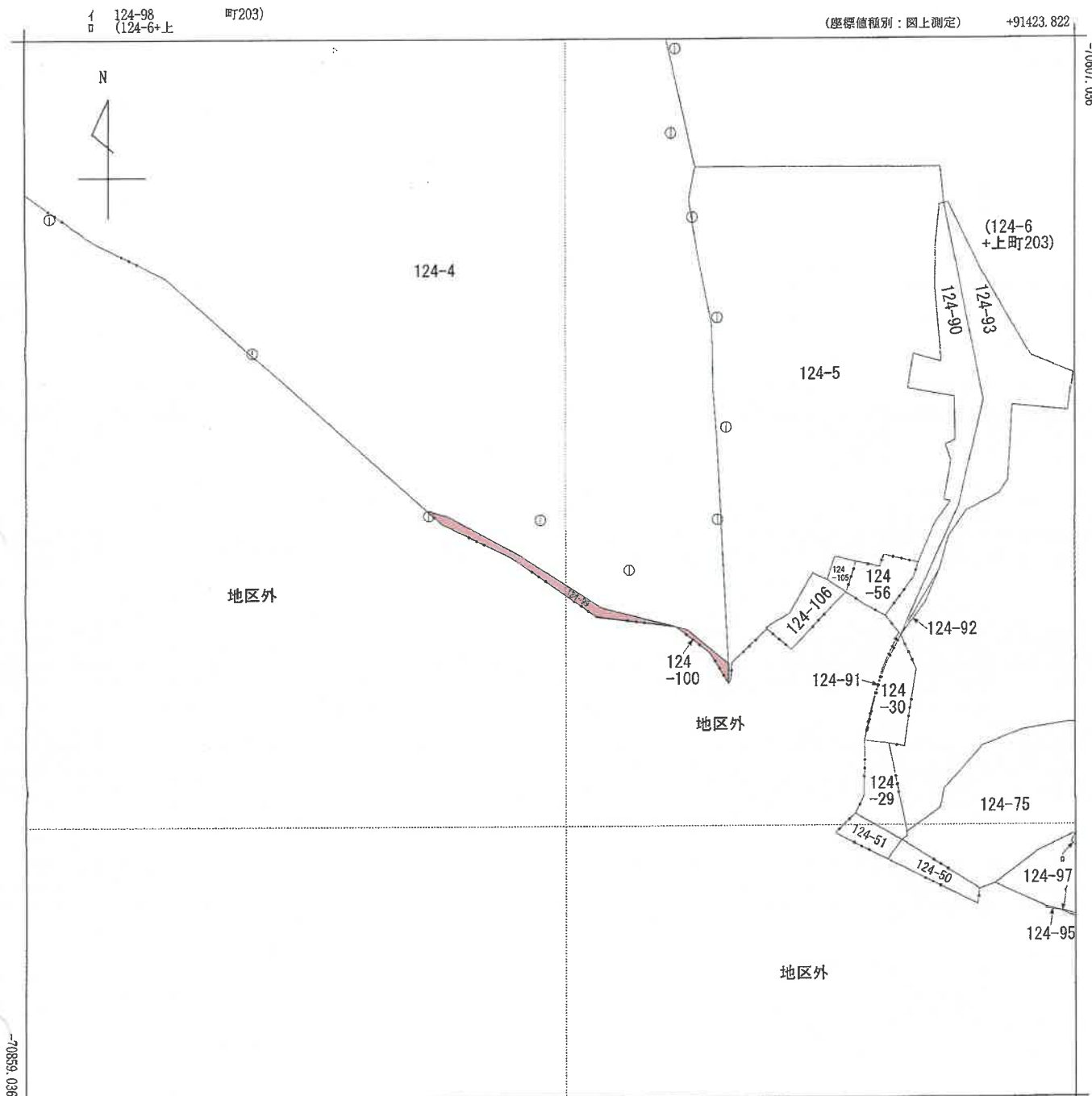
+91257.961 (座標値種別：測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	上閉伊郡大槌町上町			地番	86番2				
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系又は番号は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成12年12月			備付年月日(原図)	平成20年9月11日			補記事項		

# A3判をA4判に縮小



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	上閉伊郡大槌町小罫第25地割字金崎				地番	124番99			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成6年3月			備付年月日(原図)		補記事項				

(五期案)

平成 6、7、13

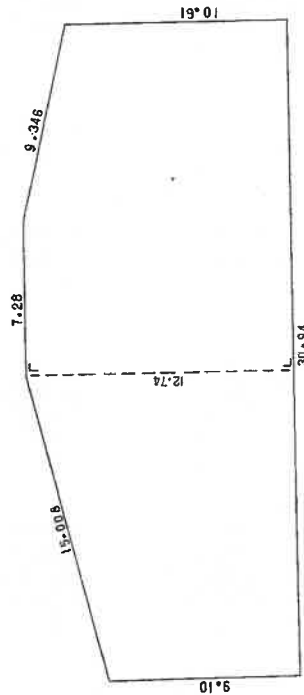
建築物図面  
各階平面図

家屋番号	86番2
建築物の所在	上閉伊郡大穂町上町86番地2 上閉伊郡大穂町小穂路25地割124番地99,124番地100 字金鐘

各階平面図

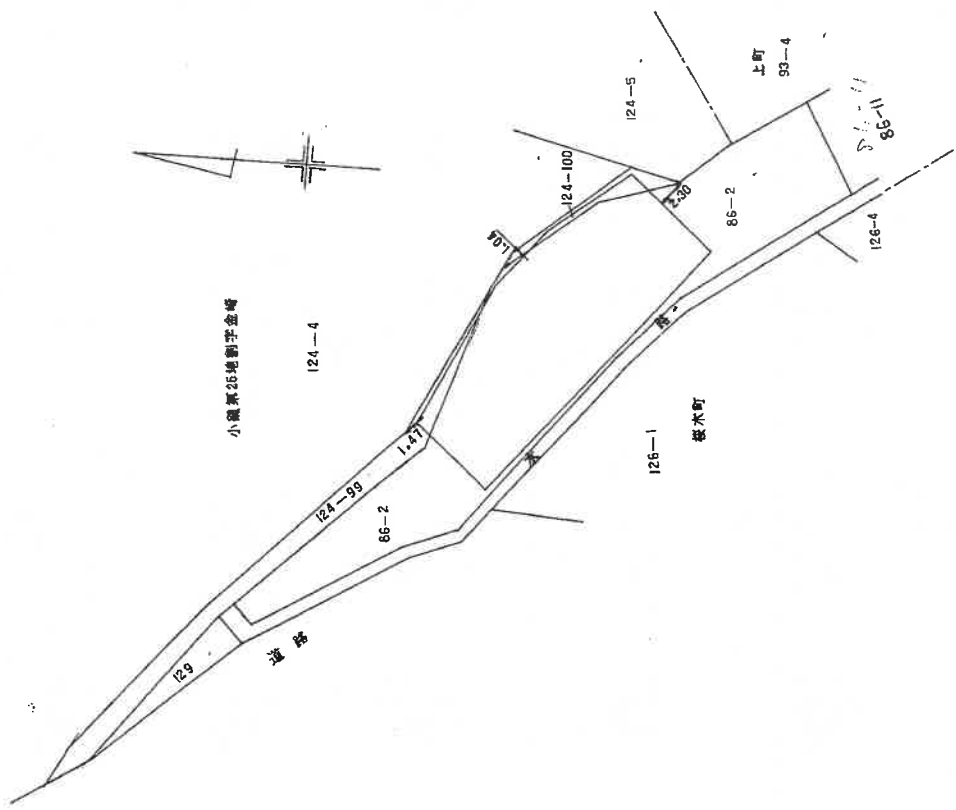
091406

1階 2階 (各階同型)



求積  
 $(9.10 + 12.74) \times 14.56 \times \frac{1}{2} = 158.9952$   
 $12.74 \times 7.28 = 92.7472$   
 $(10.61 + 12.74) \times 9.10 \times \frac{1}{2} = 106.2425$   
357.9849

1階床面積 357.98㎡  
 2階床面積 357.98㎡



製作者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------

(五期案)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

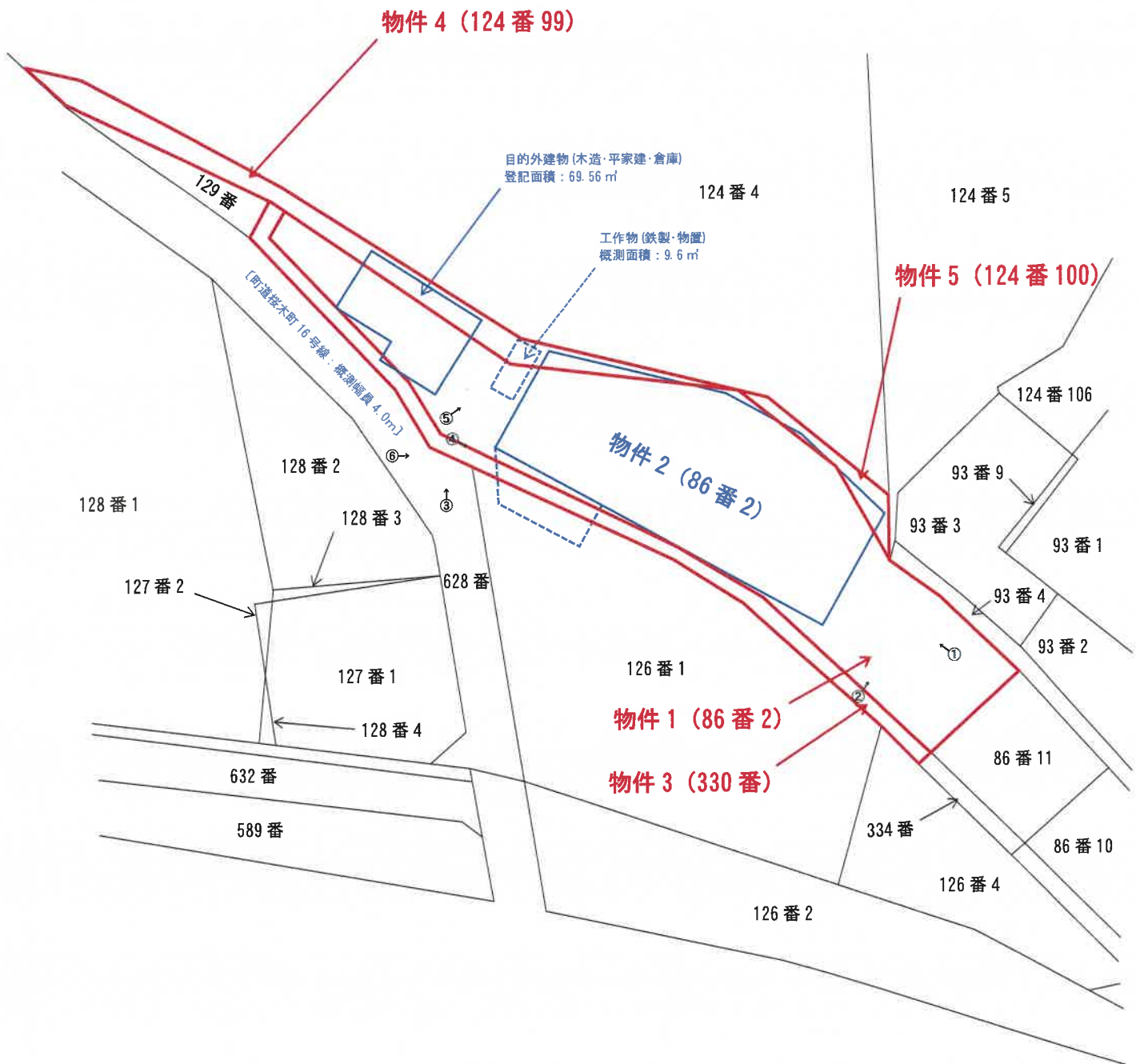
地図整理番号: M04427

登記年月日: 平成6年7月13日

# 令和6年(ケ)第2号 土地建物位置関係図



縮尺：1/500



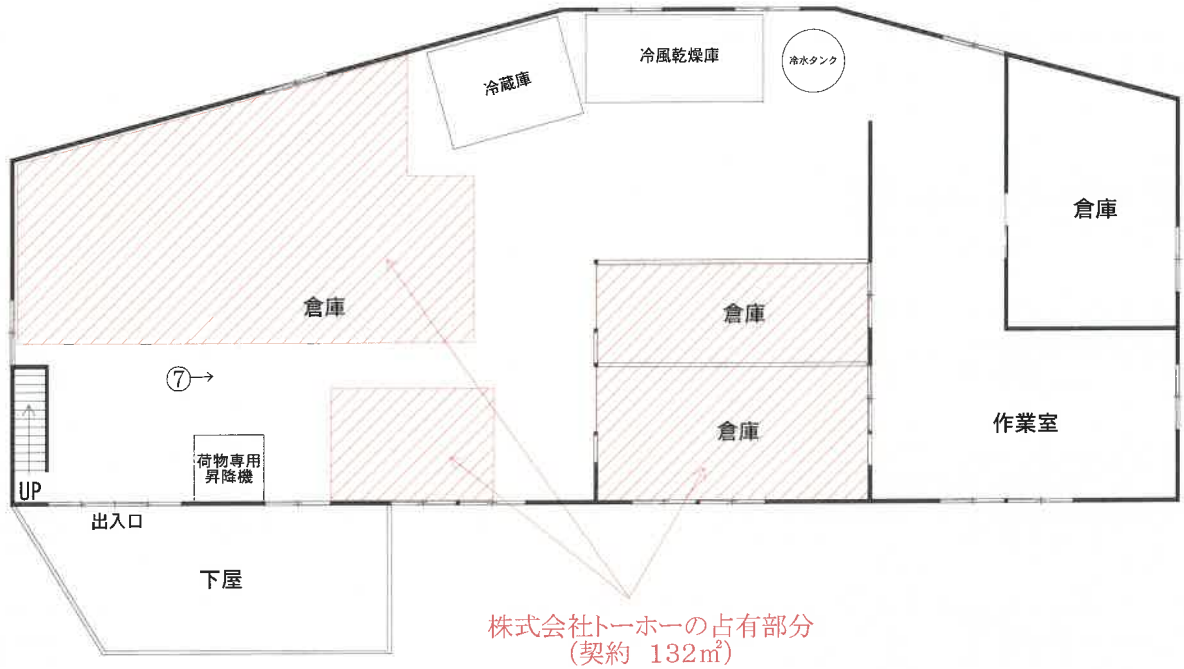
←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。  
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。  
( 12 枚目)

令和6年(ケ)第2号  
物件2 家番86番2  
建物間取図

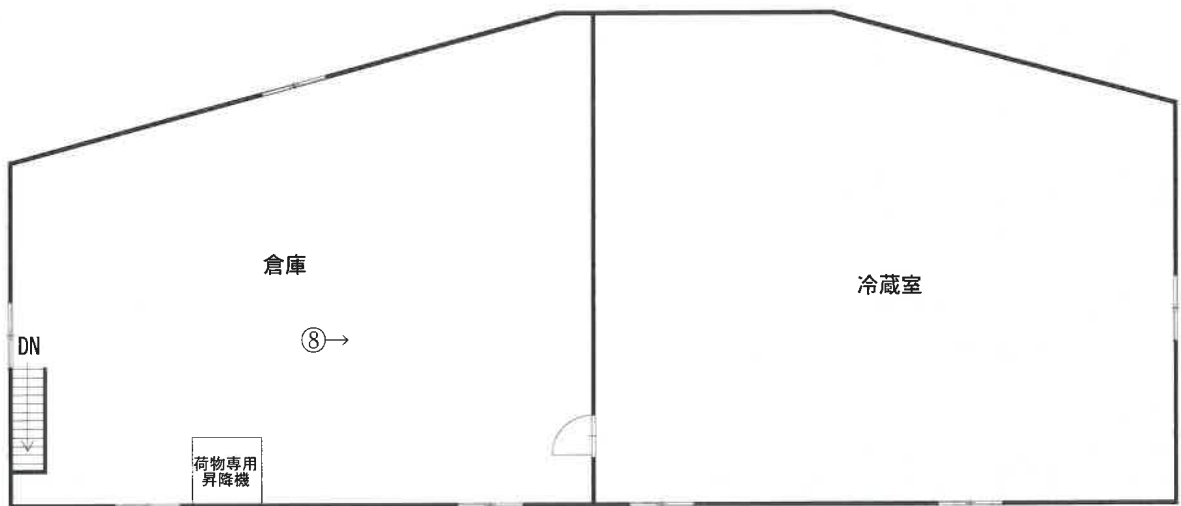


1階

縮尺≒1/200



2階



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。  
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。  
( 13 枚目)



写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



令和06年（ケ）第2号

令和06年08月28日 現地調査

令和06年10月19日 現地調査

令和06年10月29日 評価

盛岡地方裁判所 遠野支部 御中

# 評 価 書

(物件1～物件5)

評価人 不動産鑑定士

細川 卓

## 第 1 評価額

一 括 価 格			
物件 1～物件 5	金	1,380,000	円
内 訳 価 格			
物件 1 (土地)	金	470,000	円
物件 2 (建物)	金	740,000	円
物件 3 (土地)	金	70,000	円
物件 4 (土地)	金	80,000	円
物件 5 (土地)	金	20,000	円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法第 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

## 第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での現地調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在	上閉伊郡大槌町上町	同 左
	地番	86番2	
	地目	宅地	
	地積	639.18 m <sup>2</sup>	
	所有者	鈴木海産株式会社	
2	所在	上閉伊郡大槌町上町86番地2	同 左
		上閉伊郡大槌町小槌第25地割	
		字金崎124番地99、124番地100	
	家屋番号	86番2	
	種類	作業所・倉庫	
	構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、2階建	
	床面積	1階：357.98m <sup>2</sup> 2階：357.98m <sup>2</sup>	
所有者	鈴木海産株式会社		
3	所在	上閉伊郡大槌町上町	地目：宅地
	地番	330番	
	地目	雑種地	
	地積	94 m <sup>2</sup>	
所有者	鈴木海産株式会社		
4	所在	上閉伊郡大槌町小槌第25地割	同 左
		字金崎	
	地番	124番99	
	地目	宅地	
地積	109.96 m <sup>2</sup>		
所有者	鈴木海産株式会社		
5	所在	上閉伊郡大槌町小槌第25地割	同 左
		字金崎	
	地番	124番100	
	地目	宅地	
	地積	20.63 m <sup>2</sup>	
所有者	鈴木海産株式会社		

番号	特 記 事 項
1 3 4 5	<p>物件1・物件3・物件4・物件5上に、物件2の建物、目的外建物、土地との定着性が認められない工作物である鉄製物置が現存している（別添の土地建物位置関係図を参照）。</p> <p>物件1・物件3・物件4上に、土地の附合物で抵当権の効力が及ぶと認められコンクリート舗装が設置されている。</p> <p>物件1・物件3の南東部に、廃冷房施設、廃空調施設、木片、鉄材、FRP製水槽が残置されている。</p> <p>物件1・物件3・物件4上に現存する目的外建物の土地利用権の範囲は概測115.50㎡である（別添の土地利用権の範囲を参照）。  （内訳）物件1のうち：概測75.30㎡。  物件3のうち：概測16.80㎡。  物件4のうち：概測23.40㎡。</p>
2	<p>鈴木海産株式会社の社員Aからの東日本大震災による被害についての聞き取り調査によれば、物件2の建物の1階の天井まで浸水したと回答を得た。</p> <p>物件2の建物の下屋部分が南側で隣接する目的外土地（126番1）にはみ出して設置されている他、自家水道、コンクリート舗装が設置されている。</p> <p>物件2の建物所有者である鈴木海産株式会社の社員A及び当該目的外土地の所有者である上閉伊郡大槌町の担当者からの聞き取り調査によれば、賃貸借契約等の約定はなく、無権限で使用していると回答を得た。</p>

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1・物件3～物件5）

位置・交通	最寄鉄道駅：三陸鉄道リアス線「大槌駅」の北西方約1.1km（道路距離・徒歩約14分）。
	最寄バス停：岩手県交通「城内バス停留所」の北西方約350m（道路距離・徒歩約05分）。
	最寄官公署：大槌町上町「大槌町役場」の西方約750m（道路距離・徒歩約10分）。
付近の状況	<p>対象土地は、大槌町中心部の北西方面の上町地区内に位置する土地であり、付近の状況は、事業所、事業所兼住宅、一般住宅が混在する地域である。</p> <p>近年は、格別の地域変動要因も見当たらないため、当面現状のまま推移するものと予測される。</p>
主な公法上の規制等	都市計画区分：都市計画区域、非線引き区域。
	用途地域：第1種住居地域。
	建蔽率：60%。 容積率：200%。



(道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	防 火 規 制 : 指定なし。
	埋 蔵 文 化 財 : 埋蔵文化財包蔵地の該当なし。
	その他の規制 : 洪水浸水想定区域の浸水深3.0m~5.0m未満の区域に該当。 津波浸水想定区域の浸水深5.0m~10.0m未満の区域に該当。 北側過半が土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)に該当。 南側一部が土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流)に該当。 岩手県津波災害警戒区域に該当。
	小中学校学区 : 大槌町立大槌学園。
画 地 条 件 (規模・形状等)	地 積 : 863.77㎡(現況面積は登記面積と略一致)。 (内訳) 物件1 : 639.18㎡。 物件3 : 94㎡。 物件4 : 109.96㎡。 物件5 : 20.63㎡。
	形 状 : 不整形。
	間口奥行 : 東西約97m×南北約16m(最大)。
	地 勢 等 : 地勢は略平坦で、日照の障害はなし。
	画地区分 : 中間画地。
	隣接状況 : 南東側の隣接地よりも約0.5m低い。 北東側の隣接地よりも約0m~約10m以上低い。 北西側の隣接地と略等高。
そ の 他 : 特記すべき事項はなし。	
接 面 道 路 の 状 況	南 西 側 : 幅員約4.0m舗装町道(桜木町16号線)。 建築基準法第42条第1項第1号道路に該当。 当該接面道路と略等高。
土 地 の 利 用 状 況 等	<p>物件2の建物の敷地、目的外建物の敷地、土地との定着性が認められない工作物である鉄製物置が設置された土地として使用されている。</p> <p>目的外建物の土地の占有権原は、期間の定めのある賃借権であり、土地賃貸借契約の内容は以下のとおりである。 権 原 : 賃借権。 契 約 : 書面(土地賃貸借契約書)。 賃 主 : 鈴木海産株式会社。 借 主 : 株式会社トーホー。 期 間 : 平成27年03月01日~令和07年02月28日。 面 積 : 115.50㎡。 賃借料 : 7,000円/月。 一時金 : なし。</p> <p>南東側の隣接地(86番11)は一般住宅の敷地、南側の隣接地(126番1)は下水ポンプ場が設置された土地、北東側の隣接地(93番4)は通路敷、北側の隣接地(124番4、124番5)は山林、北西側の隣接地(129番)は雑種地となっている。</p>

供給処理施設	上水道：なし（自家水道）。														
	ガス配管：なし。														
	下水道：あり（埋設本管に未接続の状態）。														
特記事項 (土壌汚染等)	<p>外観調査を行ったところ、土壌汚染及び水質汚濁、これらの端緒は確認されなかった（端緒とは、土壌汚染等を伺わせる兆候をいう）。</p> <p>また、土壌汚染等の可能性について、登記記録の履歴上、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす土壌汚染等が存在する可能性は低いものと判断される。</p> <p>但し、土壌汚染等の有無は、指定調査機関などの専門家による詳細調査でなければ確定できない。</p>														
	<p>物件1・物件3・物件4上に現存する目的外建物の概要は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th>主である建物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋番号</td> <td>86番2の2</td> </tr> <tr> <td>建築年月</td> <td>平成27年02月24日新築（登記）</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>倉庫</td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td>木造、亜鉛メッキ鋼板ぶき、平家建</td> </tr> <tr> <td>床面積</td> <td>1階：69.56㎡。</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td>株式会社トーホー</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主である建物	家屋番号	86番2の2	建築年月	平成27年02月24日新築（登記）	種 類	倉庫	構 造	木造、亜鉛メッキ鋼板ぶき、平家建	床面積	1階：69.56㎡。	所有者	株式会社トーホー
	区 分	主である建物													
家屋番号	86番2の2														
建築年月	平成27年02月24日新築（登記）														
種 類	倉庫														
構 造	木造、亜鉛メッキ鋼板ぶき、平家建														
床面積	1階：69.56㎡。														
所有者	株式会社トーホー														
特記事項 (上記以外)	前記「第3 目的物件 物件1・物件3・物件4・物件5の特記事項」のとおり。														

## 2 対象建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物。	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記）	平成06年07月11日新築。
	経済的全耐用年数	30.0年。
	経 過 年 数	約30.3年。
	経済的残存耐用年数	経済的残存耐用年数は認められない。
仕 様	構 造	木造。
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板葺。
	外 壁	サイディング。
	天 井	ボード。
	内 壁	ボード。
	床	コンクリート。
	基 礎	コンクリート。

仕 様	設 備 : 電気。 建物に付属する各種の設備は、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明。
	そ の 他 : 荷物専用昇降機。
床面積(現況)	1階 : 357.98㎡。 2階 : 357.98㎡。 合計 : 715.96㎡。 現況床面積は、登記床面積と概ね一致している。
現況用途等	階 層 : 2階建。
	現況用途 : 作業所・倉庫。 間 取 り : 添付の間取り図を参照。
品 等	総 合 : 劣る。
	使用資材 : 劣る。 施 工 : 劣る。
保守管理の 状 態	屋根材の錆、外壁材のサイディングの劣化、天井材のボードの破損、床材のコンクリートのひび割れ、雨漏り跡が見受けられる等の要修繕箇所があり、維持管理の状態は劣る。
建物の利用 状 況	物件2の建物の占有の状況は、鈴木海産株式会社が作業所・倉庫として使用・占有している他、1階の一部を株式会社トーホーが倉庫として使用・占有している（別添の建物間取図を参照）。  会社トーホーによる建物の占有権原は、期間の定めのある賃借権であり、建物賃貸借契約の内容は以下のとおりである。 権 原 : 賃借権。 契 約 : 書面（建物賃貸借契約書）。 賃 主 : 鈴木海産株式会社。 借 主 : 株式会社トーホー。 期 間 : 平成27年03月01日～令和07年02月28日。 面 積 : 1階の132.00㎡。 賃借料 : 40,000円/月。 一時金 : なし。
特記事項 (アスベスト)	物件2の建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性が極めて高いことを確認した。  なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関の分析調査を要する。
特記事項 (上記以外)	前記「第3 目的物件 物件2の特記事項」のとおり。

## 第6 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1・物件3・物件4・物件5（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

記号	ア	イ	ウ	エ	オ
物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価 補正	建付地価格(円) (ア×イ×ウ×エ)
1	12,500	0.513	639.18	0.500	2,050,000
3			94		300,000
4			109.96		350,000
5			20.63		70,000

ア 標準画地価格：類似地域所在の取引事例価格等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：個別格差率(相乗積) ▲48.7%  
 (内訳) 街路条件 ±0%(格差なし)。 交通接近条件 ±0%(格差なし)。  
 環境条件 ▲6%(上水、下水)。 画地条件 ▲22%(規模、形状等)。  
 行政的条件 ▲30%(土砂災害特別警戒区域)。 その他条件 ±0%(格差なし)。

ウ 地積：登記数量を採用した。

エ 建付減価補正：▲50%。

#### ② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

記号	ア	イ	ウ	エ
物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物の価格(円) (ア×イ×ウ)
2	60,000	715.96	0.043	1,850,000

イ 現況延床面積：登記数量を採用した。

ウ 現価率

定額法：5.0%（経過年数30.3年、経済的残存耐用年数0.0年、残価率5.0%）

観察減価法：▲15.0%（物理的・機能的・経済的減価）

◇ 現価率 =  $0.050 \times (1 - 0.15) \div 0.043$

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を実施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

記号	ア	イ	ウ		エ
物件番号	建付地価格(円)	土地利用権面積(m <sup>2</sup> ) / 全面積(m <sup>2</sup> )	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円) (ア×イ×ウ)
1-i	2,050,000	563.88 / 639.18	0.25	法定地上権	450,000
1-ii	2,050,000	75.30 / 639.18	0.20	賃借権	50,000
3-i	300,000	77.20 / 94	0.25	法定地上権	60,000
3-ii	300,000	16.80 / 94	0.20	賃借権	10,000
4-i	350,000	86.56 / 109.96	0.25	法定地上権	70,000
4-ii	350,000	23.40 / 109.96	0.20	賃借権	10,000
5	70,000	20.63 / 20.63	0.25	法定地上権	20,000

エ 土地利用権等価格 : (1-i)物件1について、物件2の建物の土地利用権等価格。  
 (1-ii)物件1について、目的外建物の土地利用権等価格。  
 (3-i)物件3について、物件2の建物の土地利用権等価格。  
 (3-ii)物件3について、目的外建物の土地利用権等価格。  
 (4-i)物件4について、物件2の建物の土地利用権等価格。  
 (4-ii)物件4について、目的外建物の土地利用権等価格。  
 (5)物件5について、物件2の建物の土地利用権等価格。

### ② 内訳価格及び一括価格

記号	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
物件番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売 市場 修正	評価額(円) ((ア±イ)×ウ×エ×オ)
1	2,050,000	▲ 500,000		0.50	0.60	470,000
2	1,850,000	+ 600,000	1.00			740,000
3	300,000	▲ 70,000				70,000
4	350,000	▲ 80,000				80,000
5	70,000	▲ 20,000				20,000
一括価格(合計)						1,380,000

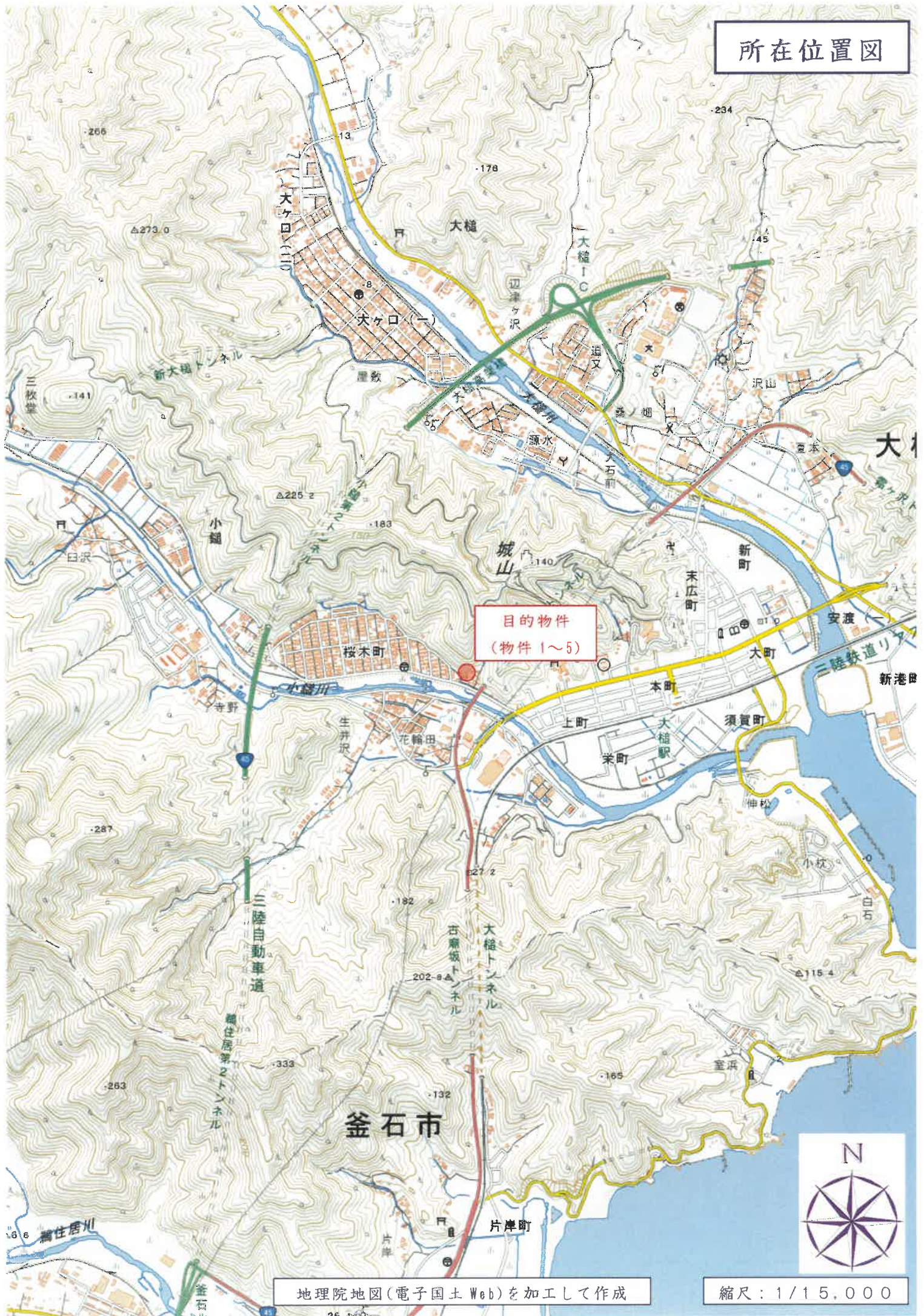
- イ 土地利用権等価格 : 物件1から控除する土地利用権価格は(1-i)(1-ii)の土地利用権等価格である。  
物件2に加算する土地利用権価格は(1-i)(3-i)(4-i)(5)の土地利用権等価格である。  
物件3から控除する土地利用権価格は(3-i)(3-ii)の土地利用権等価格である。  
物件4から控除する土地利用権価格は(4-i)(4-ii)の土地利用権等価格である。
- ウ 占有減価修正 : 必要なし。
- エ 市場性修正 : 物件1・物件3・物件4の土地に目的外建物が現存しており、当該目的外建物の所有者との間で土地使用に関する協議を行う必要があること、物件1・物件3の南東部に廃冷房施設・廃空調施設・木片・鉄材・FRP製水槽が残置されていること、物件2の建物においてアスベスト含有建材が使用されている可能性が極めて高いこと、物件2の建物の下屋部分・自家水道・コンクリート舗装が南側で隣接する目的外土地にはみ出して設置されており、当該目的外土地の所有者との間で土地使用に関する協議を行う必要があることから、市場性の減退が認められ、市場性修正率を▲50%と査定した。
- オ 競売市場修正 : 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

## 第7 附属資料の表示

- 1 所在位置図。
- 2 公図写。
- 3 建物図面。
- 4 土地建物位置関係図。
- 5 建物間取図。
- 6 土地利用権の範囲。

以 上。

所在位置図



目的物件  
(物件1~5)

釜石市



所在位置図



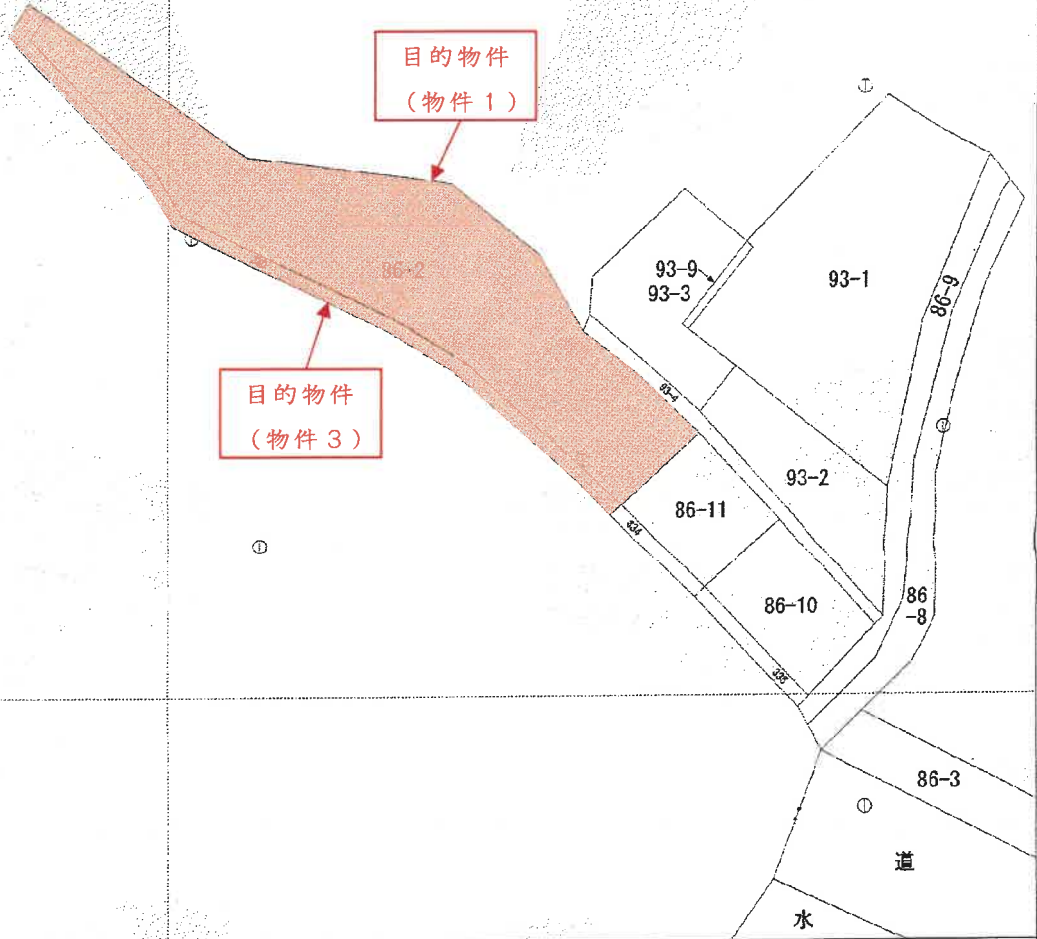
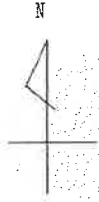
簡易郵便局

目的物件  
(物件1~5)



(座標値種別 :

70891.107



70817.107

+91257.961 (座標値種別 : 測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyoucki2011.par)による修正がされています。



請求部分	所在	上閉伊郡大槌町上町			地番	86番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	平成12年12月			備付年月日(原図)	平成20年9月11日		補事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。



令和6年6月28日  
盛岡地方務局宮古支局  
登記官

地図整理番号 : M04426  
(1/1)

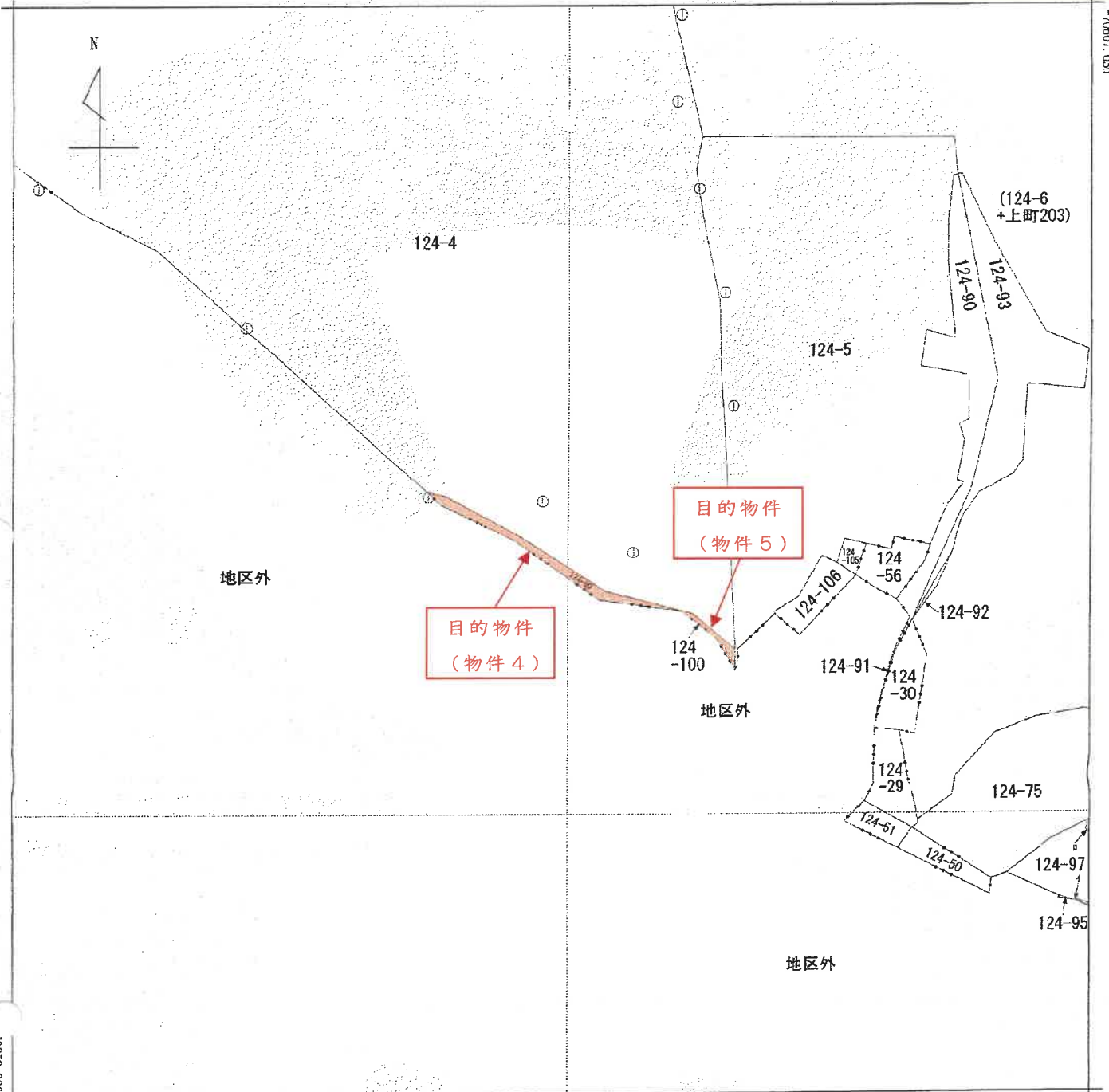
縮小 : A3版 → A4版

124-98  
(124-6+上

町203)

(座標値種別)

-70607.036



70607.036

+91173.822 (座標値種別：図上刷定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



A 上町  
B 上町

請求部	所在	上閉伊郡大槌町小鍬第25地割字金崎				地番	124番99			
出縮力尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成6年3月			備付年月日(原図)		補事項				

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。



令和6年6月28日  
盛岡地方方法務局宮古支局

地図整理番号：M04428

登記官

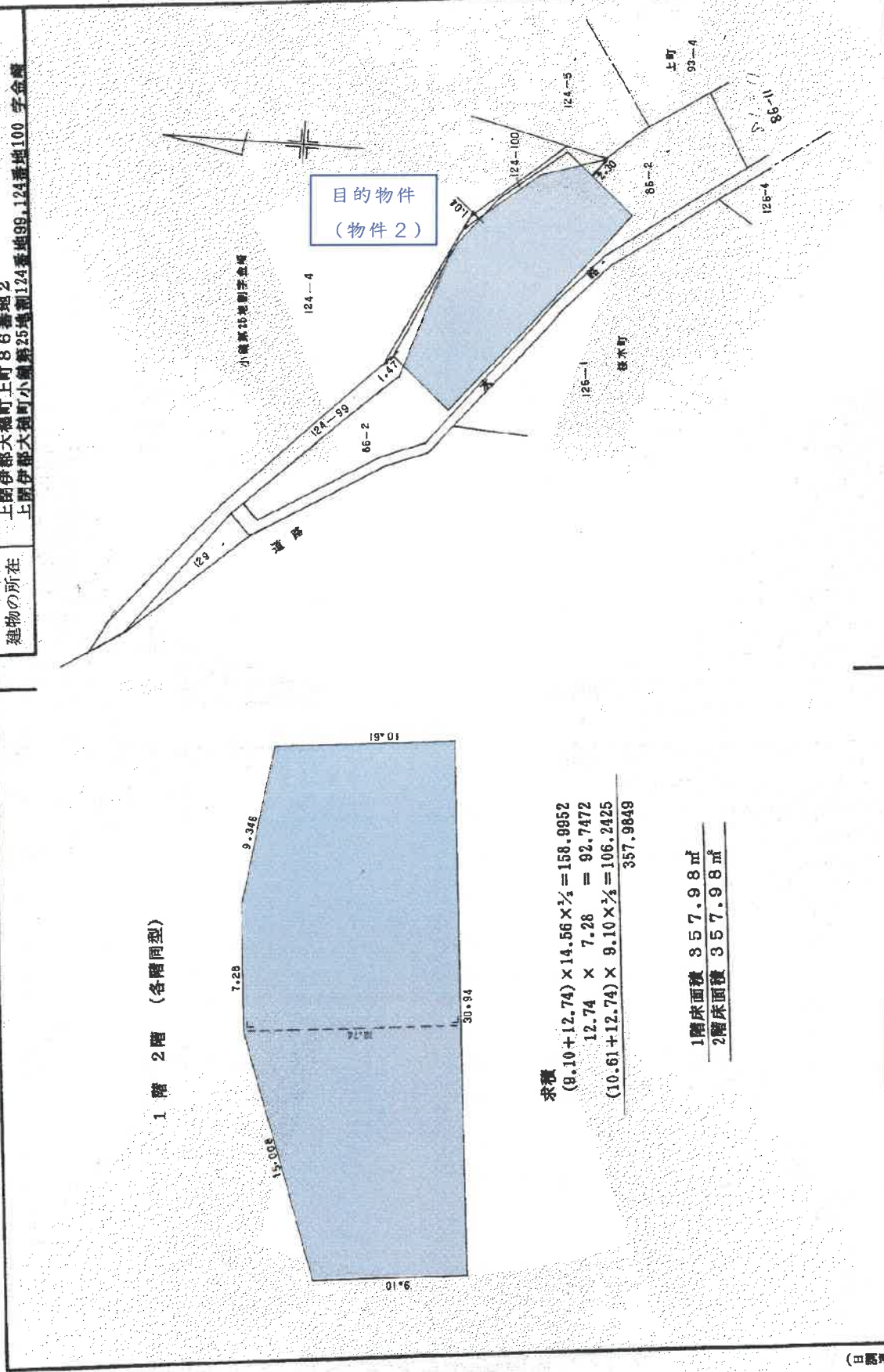
縮小：A3版→A4版

登記年月日：平成6年7月13日

建物図面  
各階平面図

家屋番号	86番2
建物の所在	上閉伊郡大湊町上町86番地2 上閉伊郡大湊町小湊第25地割124番地99,124番地100 字金座

091406  
各階平面図



(目録表12)

作製者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
月11日(作製)			平成6.7.

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

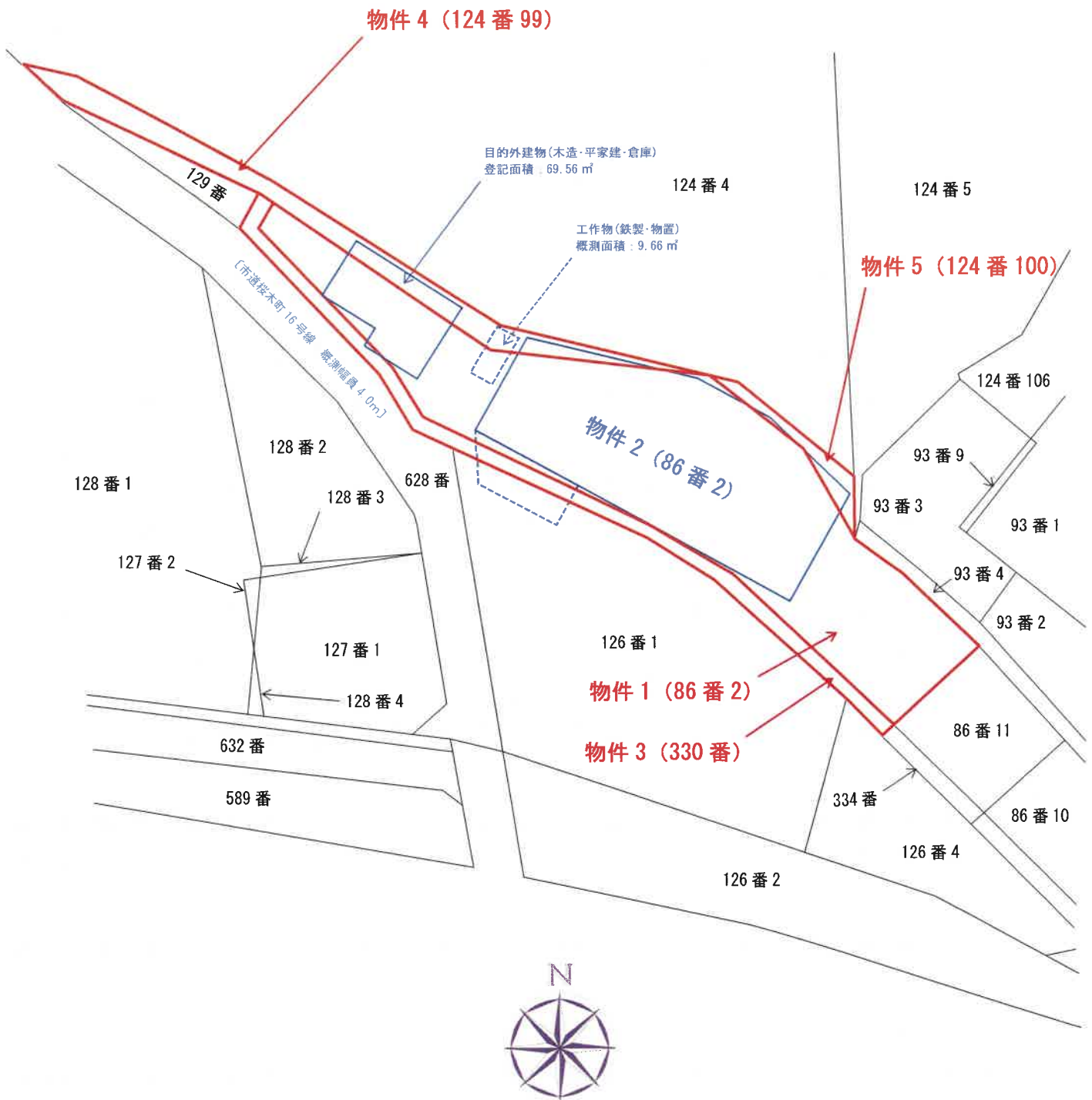
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和6年6月28日 盛岡地方支務局宮古支局 登記官

登記官

縮小：A3版→A4版

地図整理番号：M04427

# 令和6年(ケ)第2号 土地建物位置関係図



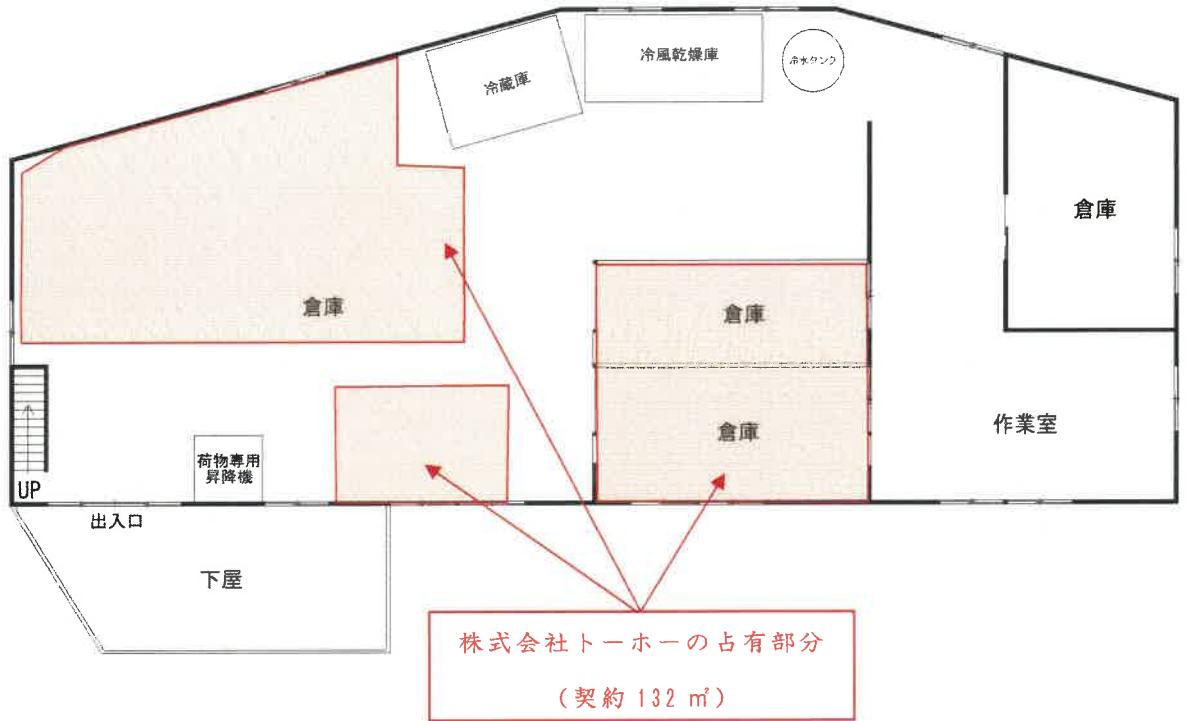
※ 土地の形状及び建物位置関係は、概略を記載したものである。

縮尺: 1/500

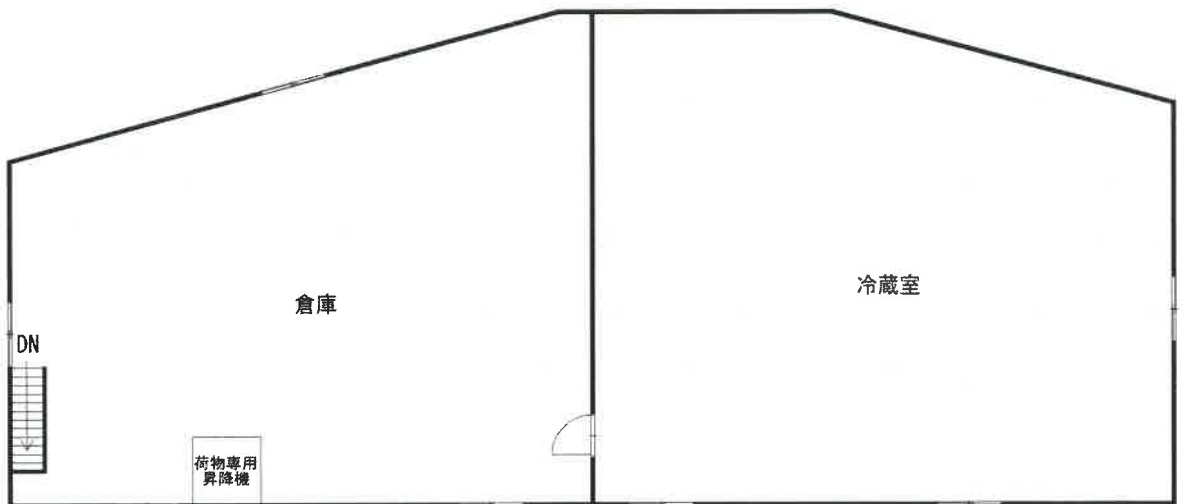
# 令和6年(ケ)第2号 建物間取図



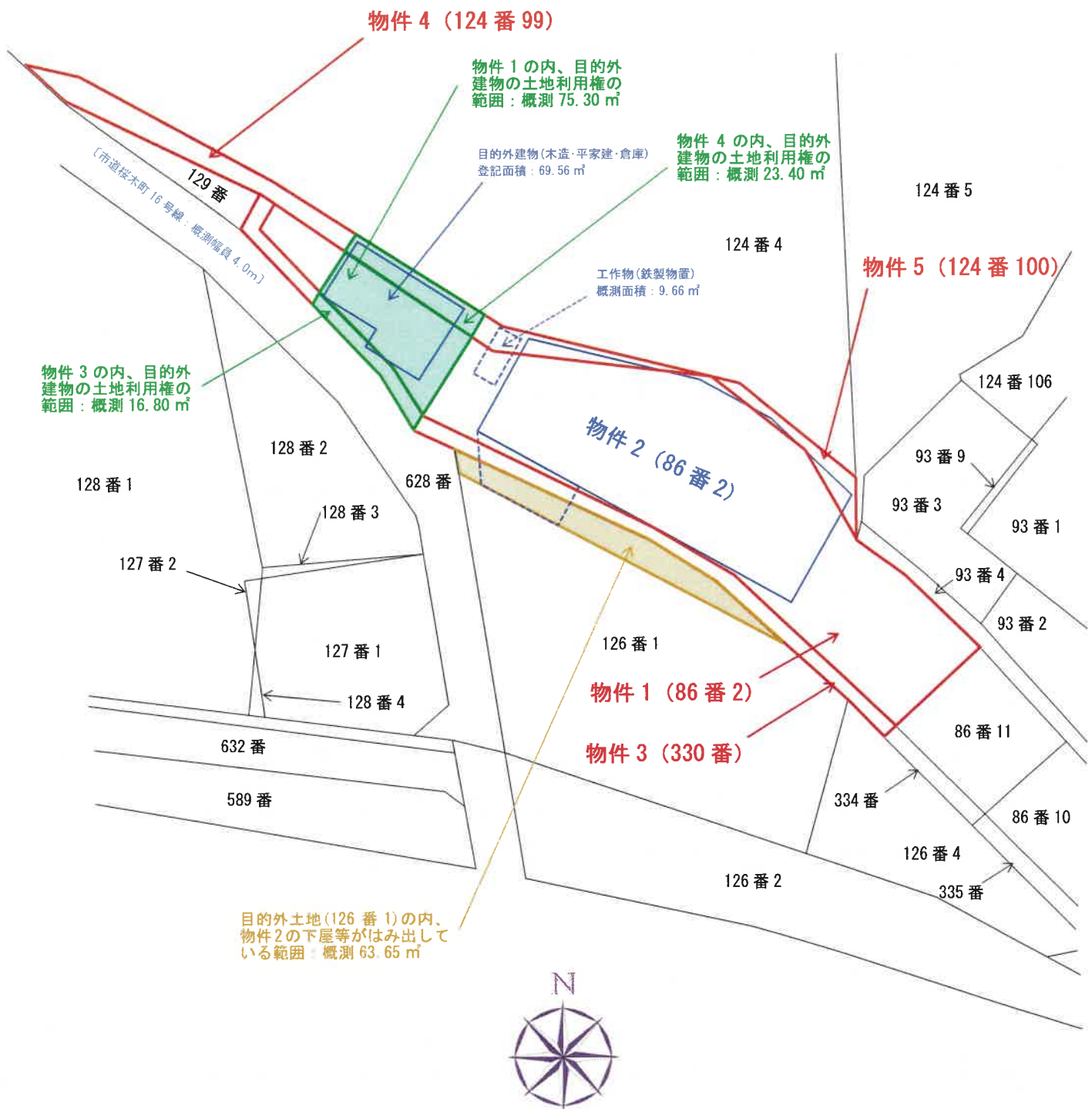
## 1階



## 2階



# 令和6年(ケ)第2号 土地利用権の範囲



※ 土地の形状及び建物位置関係は、概略を記載したものである。

縮尺：1/500